

所沢市市民活動支援センター団体登録の手引

所沢市市民活動支援センターに団体登録をすることにより、ミーティングコーナーが使用できるようになる外、登録団体として活動内容の発信や市民活動に関する情報の提供を受けることができます。

《登録できる団体》

所沢市市民活動支援センターは、以下の①、②の要件を満たす団体が登録することができます。

① 自主的かつ自発的に公益的な活動を行う市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者により構成された団体又は市内に活動拠点を有する自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体

※ 「自主的かつ自発的な公益活動」については、次のいずれの活動にも該当しないものであることが条件となります。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

② 3人以上で構成された団体

《登録手続》

所沢市市民活動支援センターに登録を希望する団体は、「所沢市市民活動支援センター団体登録申請書」（様式第1号）に記入し、（※1）添付書類と共に提出していただきます。

登録が決定しますと、「所沢市市民活動支援センター団体登録決定通知書」（様式第2号）が発行されます。通知書はミーティングコーナーの使用申請等に使用しますので、大切に保管してください。

なお、団体登録の決定までには、申請受付後約1週間程度かかります。

（※1）添付書類 定款、会則、会員名簿、会報・パンフレットなど、団体の概要がわかるもの。